

宝塚市自転車の安全利用に関する

条例

逐条解説

宝塚市

—本条例制定の背景と必要性—

自転車は環境にやさしく経済的で健康にもよく、身近な交通手段として幼児から高齢者まで幅広い年齢層に利用されています。また、スポーツやレジャーとしても利用されており、災害時の交通手段としても役立ちます。

しかし、自転車は運転免許が不要なため、交通ルールや運転マナーが十分に認識・遵守されておらず、自転車に関係する交通事故が発生した場合は、自転車利用者が被害者となる場合もあれば、反対に自転車利用者が歩行者を負傷させて加害者となる場合もあります。その重篤な事案では、被害者に深刻な後遺障害が残ったり、死亡に至るケースもあります。裁判では自転車事故の加害者に賠償額 9,521 万円の支払いを命じた事例もあります（平成 25 年 7 月神戸地裁）。兵庫県では、被害者の救済とともに加害者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、平成 27 年 10 月から自転車保険への加入が義務化されました。

宝塚市では、市街地に人口が集中しており、自転車利用者も市街地に集中しています。市街地では、鉄道の各駅、商業施設等があり、その利用者のほか、事業所、学校への通勤通学など自転車は市民にとって日常不可欠な交通手段です。また、幼児や児童にとっては、遊びを目的とした利用も少なくありません。

しかしながら、宝塚市においても、自転車が走行する道路環境が十分とはいえないうえ、自転車利用者の交通ルールと運転マナーが十分に認識・遵守されていない状況です。例えば、自転車は車の仲間であり、原則車道左側通行であるにもかかわらず、歩道での危険な走行が目立ち、歩行者の通行を脅かすことも少なくありません。また、二人乗り、並進、携帯電話を使用しながらの片手運転、夜間時の無灯火走行などの危険な運転も多くみられ、自転車の関係する事故が発生しています。

こうした状況を改善すべく、市民をはじめ自転車の利用に関わるあらゆる人々が力を合わせて、自転車の関係する不幸な事故が起こらないよう、自転車の安全利用の意識を高揚するため、平成 25 年 10 月に本条例を制定しました。平成 30 年 10 月には、全ての年齢において自転車利用者はヘルメットの着用に努めるよう条例改正を行いました。

(目的)

第1条 この条例は、本市における自転車の安全利用について、市、自転車利用者及び保護者の責務並びに関係団体及び自転車小売業者の役割を明らかにするとともに、自転車の安全利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車に関する事故の防止を図り、もって市民の安全な生活環境の形成に寄与することを目的とする。

趣旨)

本条例の目的を定めるものです。

解説)

自転車の安全利用について、市（第3条）、自転車利用者（第4条）、保護者（第5条）、関係団体（第6条）、自転車小売業者（第7条）において、それぞれの責務や役割を明らかにし、あわせて自転車の安全利

用に関する基本事項として自転車の安全利用に関する教育（第8条）をはじめとする市の施策を規定し実施することを定めることにより、自転車の関係する事故防止を図り、安全な市民生活の向上に寄与することをこの条例の目的として定めるものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 関係団体 交通安全協会、自治会その他の交通安全に関する活動を行う団体をいう。
- (3) 自転車小売業者 市内で自転車の小売を業とする者をいう。

趣旨)

本条例で使用する用語の定義について定めるものです。

解説)

第1号

「自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11の2に規定されている「ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）」をいいます。

第2号

「関係団体」とは、交通安全協会や自治会など交通安全の実現や交通安全思想の普及、交通安全教育の推進などを目的とする活動を行う団体又は活動の一部として交通安全活動を行う団体をいいます。

第3号

「自転車小売業者」とは、宝塚市内で自転車の小売を業とする者をいいます。自転車安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）において、安全利用のための情報提供（自転車の取扱方法や定期点検の必要性など）や防犯登録を勧奨するよう責務規定が置かれていますが、自転車を購入する市民と直接最初に接する機会が多いことや点検、整備、修理のために来店される市民と接することから、第7条で役割を定めています。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、兵庫県及び関係団体との連携を図りながら、自転車の安全利用に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

趣旨)

本条例の市の責務を定めるものです。

解説)

本条例の目的でもある、自転車利用者の自転車の安全利用に関する意識の向上を図り、「自転車に関する事故の防止」、「市民の安全な生活環境の形成」を達成するために、兵庫県（警察等）や関係団体と連携を図りながら、総合的な施策を実施することを市の責務として定めるものです。

（自転車利用者の責務）

第4条 自転車利用者は、道路交通法その他の交通安全に関する法令を遵守するとともに、歩行者のそばを通行するときは、徐行し、又は自転車を押して歩き、自転車の安全運転に努めなければならない。

2 自転車利用者は、障害者、高齢者又は乳幼児のそばを通行するときは、特にその安全に配慮するよう努めなければならない。

3 自転車利用者は、交通事故の被害を軽減するため、安全性を有する乗車用ヘルメット（以下単に「ヘルメット」という。）を着用するよう努めなければならない。

4 自転車利用者は、自転車の安全利用に関する知識の習得に努めなければならない。

5 自転車利用者は、その利用する自転車について安全性を確保するため、当該自転車の日常の点検及び整備に努めなければならない。

6 自転車利用者は、市、兵庫県又は関係団体が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

趣旨)

本条例の自転車利用者の責務を定めるものです。

解説)

第1項

自転車利用者に対し、道路交通法その他交通安全に関する法令を遵守することを規定しています。

また、歩行者のそばを通行する際には歩行者の安全を確保した運転を励行するために、徐行または自転車を押して歩くことを規定し、自転車の安全利用について努めることを定めています。

なお、自転車運転時の主な交通違反と道路交通法、兵庫県道路交通法施行細則における罰則との関係については、次ページ【主な違反の参考】のとおりです。ただし、法令等により当該各号に対する例外が認められている場合は除きます。

【主な違反の参考】

違反行為	罰則	違反根拠法令等
歩道通行	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	道路交通法第17条第1項
右側部分通行	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	道路交通法第17条第4項 道路交通法第18条第1項
酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	道路交通法第65条第1項
二人乗り	2万円以下の罰金又は科料	道路交通法第55条第1項 道路交通法第57条第2項
並進	2万円以下の罰金又は科料	道路交通法第19条
無灯火運転	5万円以下の罰金	道路交通法第52条第1項
信号無視	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金・過失罰あり	道路交通法第7条
一時停止違反	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金・過失罰あり	道路交通法第43条
傘差し運転	5万円以下の罰金	道路交通法第71条第6項 (兵庫県道路交通法施行細則第9条10号)
携帯電話の使用	5万円以下の罰金	道路交通法第71条第6項 (兵庫県道路交通法施行細則第9条11号)

○主な例外規定（参考）

1. 自転車の歩道通行の例外（道路交通法第63条の4、道路交通法施行令第26条）
 - ア、道路標識や道路標示によって歩道を通行できることとされているとき
 - イ、児童、幼児、70歳以上の者又は車道通行に支障のある身体障害者が運転する場合
 - ウ、車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合のとき
2. 乗車人員の制限の例外（道路交通法第57条2項、兵庫県道路交通法施行細則7条）
 - ア、16歳以上の運転者が、6歳未満の者1人を幼児用座席に乗車させる場合
 - イ、16歳以上の運転者が、4歳未満の者を背負ってひも等で確実に緊縛している場合
 - ウ、16歳以上の運転者が、幼児二人同乗用自転車の幼児座席に6歳未満の者2人を同乗させる場合
 - エ、16歳以上の運転者が、幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に6歳未満の者1人を乗車させ、かつ、4歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合
 - オ、運転者以外の者に対する乗車装置を有する自転車に、運転者以外の者を1人乗車させる場合
 - カ、自転車を使用した有償旅客運送事業に従事する者が、2人以下の人員をその乗車装置に応じて乗車させる場合

※上記1.、2以外の項目でも警察官の指示や交通標識によって交通違反にならない場合があります。

第2項

自転車の通行について歩行者の安全及び優先はもちろん、交通弱者である障害者、高齢者又は乳幼児のそばを通行する場合は、自転車を押して歩くなど安全に配慮した運転に努めるよう定めるものです。

第3項

自転車事故は全年齢で発生しており、自転車死亡事故での損傷部位は頭部が50%を占めていることから、年齢に関わりなく自転車利用者はヘルメットの着用に努めるよう定め、交通事故の際の被害の軽減を図ります。

第4項

自動車のように免許制度の無い自転車については、その安全な利用を担保するための法律やマナーを学ぶ機会が少なく、自転車の安全利用の促進を図るためには、自主的に交通法規を理解し、ルールとマナーを身につけることが必要となるため、責務として定めるものです。

※「自転車の安全利用に関する知識の習得」とは、市が実施する自転車交通安全教室などの自転車利用の交通ルールと運転マナーを習得する機会へ積極的に参加することや広報紙、ホームページ、メール配信、ポスター掲示などからの知識の習得をいいます。また、兵庫県（警察等）や関係団体が行う啓発活動などからの知識の習得、その他テレビやラジオ等のマスメディアからの知識の習得も同様です。

第5項

交通事故防止のためには、自身が利用する自転車の安全性が確保されていることが重要であることから、当該自転車の日常の点検及び整備に努めるよう定めるものです。

第6項

自転車利用者は、市、兵庫県（警察等）、関係団体が行う自転車の安全利用に関する施策への協力に努めるよう定めるものです。

【県条例で自転車保険への加入が義務化されました。】

「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、兵庫県で自転車を利用する場合は、保険等に加入しなければなりません。

自転車に関する交通事故では、裁判で高額な損害賠償命令が出される場合もあり、被害者の救済とともに加害者の経済的負担を軽減するため、事故への備えとして保険加入が義務化されました（平成 27 年 10 月施行）。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、その保護する幼児、児童又は生徒の自転車の安全利用を促進するため、安全運転並びに日常の点検及び整備に関する指導を行うよう努めなければならない。

趣旨)

本条例の保護者の責務について定めるものです。

解説)

第1項

自転車利用者が幼児、児童又は生徒である場合は、その保護者が、当該幼児、児童又は生徒が自転車の関係する交通事故に遭わないよう又は交通事故を起こさないように自転車の安全運転、日常の点検及び整備について指導を行うことに努めるよう定めるものです。

(関係団体の役割)

第6条 関係団体は、自転車の安全利用に関する啓発に努めるものとする。

2 関係団体は、市又は兵庫県が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

趣旨)

本条例の関係団体の役割について定めるものです。

解説)

第1項

交通安全協会や自治会などの関係団体は、自転車の安全利用に関し、広報その他啓発活動を行うことに努めるよう定めるものです。

第2項

市、兵庫県（警察等）が行う自転車安全利用に関する施策を効果的に実施するためには、関係団体との連携・協力が必要不可欠で各実施主体と関係団体それぞれが役割や責任を果たし、互いに協力・連携することでより効果的な施策の実施が可能となることから、この取り組みに努めるよう定めるものです。

(自転車小売業者の役割)

第7条 自転車小売業者は、自転車の販売又は点検若しくは整備をするに当たって、自転車利用者に対して、日常の点検及び整備について適切な助言をするよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、自転車の販売又は点検若しくは整備をするに当たって、自転車に関する事故に係る損害賠償責任保険についての有効性及び加入の必要性を周知するよう努めるものとする。

趣旨)

本条例の自転車小売業者の役割について定めるものです。

解説)

第1項

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第14条第2項において、自転車の小売を業とする者の責務に係る規定が設けられており、本条例においても、自転車小売業者の果たすべき役割の重要性を確認するため、改めてその役割について定めるものです。

自転車小売業者は、自転車を購入・修理する者に直接接する機会が多いことから、自転車の安全な利用の方法や日常の点検及び整備についての適切な助言をするよう努めることを定めるものです。

第2項

自転車小売業者は、自転車の販売又は点検若しくは整備するに当たって、自転車の方が一の事故に備えての自転車損害賠償責任保険の有効性及び必要性を、自転車を購入する者等の理解が深まるように説明することに努めるよう定めるものです。

（自転車の安全利用に関する教育）

第8条 市は、兵庫県及び関係団体と連携し、自転車の安全利用に関する教育の実施に努めなければならない。

2 市は、市内の教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。）、児童発達支援センター（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定する児童発達支援センターをいう。）、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（同条に規定する幼稚園を除く。）及び同法第124条に規定する専修学校をいう。）、その他これらに類する施設に対して、その幼児、児童、生徒及び学生の発達段階に応じた自転車の安全利用に関する教育の実施を推奨するとともに、その実施に協力するよう努めなければならない。

3 市は、高齢者に対し、高齢者の特性に応じた自転車の安全利用に関する教育を行うよう努めなければならない。

趣旨）

本条例の自転車の安全利用に関する教育について定めるものです。

解説）

自動車のように免許制度が無い自転車については、その安全な利用を担保するための交通ルールや運転マナーを学ぶ機会が少ないのが現状です。

自転車の安全利用の促進を図るためには、交通法規を正しく理解し、交通ルールと運転マナーを身につける必要があります。

第1項

市は、兵庫県（警察等）及び関係団体と連携し、街頭啓発や自転車交通安全教室等を行い、自転車利用者に効果的な自転車の安全利用に関する教育の実施に努めるよう定めるものです。

第2項

自転車の安全利用の教育をより効果的なものとするためには、幼児から学生に至るまで、心身の発達段階に応じた計画的、継続的な取り組みを行うことが必要であるため、市が学校等に対して自転車の安全利用に関する教育の実施の推奨及び協力するよう努めることを定めるものです。

第3項

人は誰でも、高齢になるにつれて基本的な心身能力が低下し、自転車運転も同様です。市は、高齢者に対して、自転車交通安全教室や街頭啓発などを通じて、高齢者の特性に応じた自転車の安全利用に関する教育や意識の啓発を行うことに努めるよう定めるものです。

(啓発活動等)

第9条 市は、自転車の安全利用について市民の理解が深まるよう啓発に努めなければならない。

2 市は、自転車の日常の点検及び整備を促進するため、講習の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、自転車に関する事故に係る損害賠償責任保険の加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、ヘルメット着用の普及を図るため、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

趣旨)

本条例において、市が自転車の安全利用についての啓発活動等を行うことを定めるものです。

解説)

第1項

市が、自転車交通安全教室の実施や街頭啓発、また、広報紙、ホームページやメール配信、ポスター、チラシなどを活用し、自転車の安全利用について市民の理解が深まるように広報及び啓発をおこなうことを定めるものです。

第2項

交通事故防止のためには、自転車の安全性が確保されていることが重要であることから、市が自転車利用者に対して、街頭啓発や講習会等を通じて日常の点検及び整備の促進に努めるよう定めるものです。

第3項

兵庫県では県条例により自転車利用者は、保険等に加入しなければなりません。市としても自転車利用者に対して、自転車に関係する事故に備えた損害賠償責任保険への加入を促進するため、情報提供等の措置を講じることを定めるものです。

第4項

13歳未満の幼児や児童を単独で自転車に乗車させるときや自転車に幼児を同乗させるときは、その幼児や児童を保護者に対して、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めることを道路交通法（昭和35年法

律第105号)第63条の11で規定されています。市条例では、更に、全ての自転車利用者に対して、交通事故の被害を軽減するため、安全性を有する乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないものとなりました(本条例第4条第3項)。

自転車事故は全年齢で発生しており、事故による頭部への深刻なダメージは、自転車乗車用ヘルメットをかぶることにより相当程度抑えることができるといわれているにもかかわらず、その着用が十分に普及していない状況です。市として、自転車乗車用ヘルメット着用の普及を促進する観点からも、自転車乗車用ヘルメット着用の啓発に努めるよう定めるものです。

(道路環境の整備)

第10条 市は、国及び兵庫県並びに関係機関と相互に連携し、自転車の安全利用に配慮した道路環境の整備を推進するものとする。

趣旨)

市が行う道路環境の整備について定めるものです。

解説)

現在宝塚市において歩行者及び自転車が安全に通行出来る道路環境は必ずしも十分なものとは言い難く、自転車の安全利用を促進していくためには、道路環境の整備も必要であることから、市は兵庫県及び関係団体と連携協力をして、自転車の安全利用に配慮した道路環境の整備を推進するよう規定を置いています。

(指導)

第11条 市長は、自転車に関する事故を防止するため、危険な運転をする自転車利用者に対して、自転車の安全利用に関する指導を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する指導を行うため、自転車安全利用推進員を置くことができる。

趣旨)

自転車利用者に対して、安全利用を目的とした指導を行うことについて定めるものです。

解説)

第1項

街頭で事故を起こすおそれのある危険な運転をする自転車利用者に対し、自転車の安全利用に努めていただくため、市が注意喚起等の指導を行い事故防止に努めるよう規定したものです。また、街頭啓発活動等で、自転車の安全な利用に努めていただくための指導・助言も含まれます。

警察が行う指導取り締まりの「指導」とは異なります。

第2項

第1項の指導を行うために、市長は自転車安全利用推進員を置くことができることを規定しています。
自転車利用者に対して、交通ルールの遵守やマナーの向上の促進を目的としています。

(顕彰)

第12条 市長は、自転車の安全利用に関し、他の模範となったものを顕彰することができる。

趣旨)

市長が行う顕彰について定めるものです。

解説)

市長が、自転車の安全利用に関し、他の自転車利用者の模範となった市民、団体等を顕彰することができることを定めるものです。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

解説)

この条例は、当初平成25年(2013年)10月1日に施行された後、平成30年に一部改正されました。
改正された条例は、公布された日である平成30年(2018年)10月12日から施行されました。